

# 第1章 計画の策定にあたって



## 1 計画策定の趣旨

西東京市では、男女平等参画社会の実現に向けて、2004（平成16）年3月に「一人ひとりが自分らしく自立しいきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす」ことを基本理念とする「西東京市男女平等参画推進計画」（以下「第1次計画」とする）を策定し、2009（平成21）年3月には第1次計画の基本理念と方向性を引き継ぐ「西東京市第2次男女平等参画推進計画」（以下「第2次計画」とする）を策定しました。2008（平成20）年4月には「男女平等推進センター パリテ」が開館し、拠点施設が整いました。

西東京市における男女平等参画を取り巻く現状や課題を踏まえ、社会環境の変化に的確に対応し、男女平等参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、配偶者等からの暴力の防止と被害者を支援するため、「西東京市配偶者暴力対策基本計画」を包含した「西東京市第3次男女平等参画推進計画」を策定します。

## 2 計画の背景

### （1）世界の中の日本の状況

#### ①国際的な指数にみる日本の状況

男女平等の状況を表す国際的な指数をみると、世界の中の日本の状況がよくわかります。2012（平成24）年には、HDI（人間開発指数）では187か国中10位、GII（ジェンダー不平等指数）では148か国中21位、GGI（ジェンダー・ギャップ指数）では135か国中101位となっています。日本は、保健分野や教育分野における数字が高いことからHDIやGIIの順位は比較的上位にありますが、政治分野や経済分野への女性の参画が遅れていることから、GGIの順位は低くなっています。

（注）

HDI（Human Development Index 人間開発指数）：「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測る指数。（出生時の平均寿命、知識、1人あたり国民総所得を用いて算出）

GII（Gender Inequality Index ジェンダー不平等指数）：国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにする指数。（妊娠婦死亡率、15～19歳の女性1,000人当たりの出生数、国会議員女性割合、中等教育以上の教育を受けた人の割合、労働力率の5指標から構成）

GGI（Gender Gap Index ジェンダー・ギャップ指数）：男女間の格差を数値化しランク付けしたもの。経済、教育、政治、保健の各分野から算出され0が完全不平等、1が完全平等を意味する。

## ②女子差別撤廃委員会の日本に対する最終見解

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、1979（昭和54）年の第34回国連総会で採択された条約であり、日本は1985（昭和60）年に批准しています。

締約国には政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における女子差別の撤廃のために適当な措置をとることが求められています。さらに、同条約第17条に基づき、女子差別撤廃条約の実施に関する進捗状況を検討するための女子差別撤廃委員会が設置されています。2009（平成21）年8月、女子差別撤廃委員会は日本における取り組みに対する最終見解として勧告を出しました。勧告の内容は、雇用及び政治的・公的活動への参画促進、固定的性別役割分担意識の解消、女性に対する暴力の問題に対する取り組みなど、21項目にわたっています。

## （2）日本の動き

### ①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正

2007（平成19）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が改正され、市町村にも配偶者暴力対策基本計画の策定と、市町村の適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることが努力義務となりました。

また、配偶者以外の交際相手からの暴力とその被害者の保護のあり方が大きな問題となっていることから、2014（平成26年）1月には、法律名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」とし、これまで事実婚を含む配偶者や元配偶者からの暴力およびその被害者に限定されていた適用対象を、同居する交際相手からの暴力及びその被害者に拡大しました。

### ②育児・介護休業法の改正

2009（平成21）年に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）が改正され、子育て期間中の働き方の見直し（短時間勤務制度・所定外労働（残業）の免除の義務化、子の看護休暇制度の拡充）、父親も子育てができる働き方の実現（パパ・ママ育休プラスなど）、仕事と介護の両立支援（介護のための短期の休暇制度の創設）、実効性の確保（苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みの創設など）が盛り込まれました。

### ③「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」について政労使トップによる合意

2010（平成22）年6月、施策の進捗や経済情勢の変化を踏まえて新たな視点や取り組みを盛り込み、仕事と生活の調和の実現に向けて一層積極的に取り組む決意を表明するため、政労使トップによる新たな合意が結ばれました。行動指針には、地方公共団

体の取り組みとして、地域の実情に即した取り組み（住民の理解や合意形成促進、NPO等の活動を通じた中小企業経営者等の取り組み促進）、企業の取り組みの支援・促進（認証・認定制度、表彰、融資制度など）、多様な働き方に対応した多様な子育て支援、育児・介護等の社会的基盤形成が記載されました。

#### ④「第3次男女共同参画基本計画」策定

2010（平成22）年12月、国は、男女共同参画社会基本法の施行から10年の反省を踏まえ、実効性のあるアクションプランとするため、できる限り具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定した「第3次男女共同参画基本計画」を策定しました。第3次基本計画では、固定的性別役割分担を前提とした社会制度や社会構造の変革を目指すとともに「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」、「子ども・子育て支援」、「子ども・若者育成支援施策」、「人権施策」などの関連施策との密接な連携を図るとしています。また、女性の活躍による経済社会の活性化、男性・子どもにとっての男女共同参画、様々な困難な状況に置かれている人々への対応、女性に対するあらゆる暴力の根絶、地域における身近な男女共同参画の推進について、改めて強調している視点として掲げ、15分野にわたる施策を網羅しています。

#### ⑤男女共同参画の視点による「防災基本計画」の改正

1995（平成7）年の阪神淡路大震災以降、2005（平成17）年、2008（平成20）年に国の「防災基本計画」が改正され、男女のニーズの違い等、男女双方の視点への配慮が盛り込まれました。さらに、東日本大震災の発生後、2011（平成23）年12月と2012（平成24）年9月にも、避難場所における女性や子育て家庭のニーズへの配慮や応急仮設住宅等における心のケア等、男女共同参画の視点をより具体的に記載し、計画を改定しています。

### （3）東京都の動き

#### ①「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン」の改定

2012（平成24）年3月に「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2012」を改定しました。重点課題として、働く場における男女平等参画の促進、仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現、特別な配慮を必要とする男女への支援、配偶者からの暴力の防止を掲げ、配偶者からの暴力の防止に関する具体的な施策は「東京都配偶者暴力対策基本計画」に掲載しています。

## ②「東京都配偶者暴力対策基本計画」の改定

「東京都配偶者暴力対策基本計画」の計画期間が2011（平成23）年度で終了するため、2012（平成24）年3月に計画を改定しました。改定後の計画においては、施策推進上の中心的視点として、暴力の未然防止と早期発見のための施策の充実、相談から自立まで被害者の視点にたった支援体制の強化、区市町村における配偶者暴力対策の一層の充実の3点を掲げています。

## （4）西東京市の動き

### ①西東京市男女平等参画推進計画の策定

2004（平成16）年3月に「一人ひとりが自分らしく自立しいきいきと個性と能力を發揮できる社会をめざす」を基本理念とする「西東京市男女平等参画推進計画」を策定し、6つの領域に沿って施策を推進してきました。その後、2007（平成19）年に西東京市民意識・実態調査を実施、2009（平成21）年3月に第1次計画の基本理念や取り組みの領域を継承しつつ、第2次計画を策定しました。庁内の横断的な組織である男女平等推進会議が、男女平等に関する施策の総合調整、施策の調査、研究および立案、計画の推進に関する業務を所掌しています。また、計画の進行管理にあたっては、市民参加の恒常的推進組織として男女平等参画推進委員会が毎年、実績評価を行っています。

### ②西東京市男女平等推進センター パリテの開設

2008（平成20）年、相談、学習、情報発信・交流などの機能を備えた「男女平等推進センター パリテ」を開設しました。男女平等参画社会を推進していくための活動拠点として、パリテまつりの実施、相談事業、各種講座の開催、西東京市男女平等情報誌『パリテ』の発行などの事業を実施しています。施設運営にあたっては、企画運営委員会、利用者懇談会などを通して市民の意見を反映しています。

### ③男女平等推進担当課が生活文化課から、協働コミュニティ課に変更

2010（平成22）年の組織改正により、男女平等推進を担当する部署が生活文化課から協働コミュニティ課へと変わりました。これにより、男女平等参画社会の実現に向けて、企業や市民団体、行政がそれぞれの役割を認識し、協働して取り組む姿勢が明らかになりました。

### 3 計画の目的

この計画は、西東京市が行う男女平等参画施策の基本方針を示すと同時に、男女平等参画社会実現のための直接的、間接的な取り組みを体系化し取りまとめ、その施策を推進することを目的とするものです。

### 4 計画の性格・位置づけ

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」に規定される「市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（第14条第3項）」です。
- (2) この計画は、「西東京市総合計画」や「地域福祉計画」「子育て支援計画」などの関連する他計画と整合性を図りながら策定します。
- (3) この計画の基本目標Ⅱ（人権の尊重とあらゆる暴力の根絶）の課題Ⅱ-2（配偶者等からの暴力の防止と被害者支援）は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に該当し、「西東京市配偶者暴力対策基本計画」として位置づけます。
- (4) この計画は、男女平等参画社会をめざす第1次、第2次の計画を継承するものであり、学識経験者や公募の市民等で構成される「西東京市男女平等参画推進委員会」での検討を中心に、「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」や「市民説明会」の意見などを踏まえ、策定します。
- (5) この計画は、西東京市の施策をすすめるための行政の計画であるとともに、市民と協働で取り組むことを前提とした計画とします。
- (6) この計画は、全庁的に取り組んでいくことを前提とします。
- (7) この計画は、市民参加のもと策定後の取り組みの実施・点検・評価を行い、実効性の確保に努めていきます。
- (8) この計画のうち、西東京市の行政権限を越える課題については、国・都や関係機関、事業主等に対して、積極的に働きかけていくものとします。

### 5 計画の期間

この計画の期間は、2014（平成26）年度から2018（平成30）年度までの5年とします。

## 〈計画の位置づけ〉

